

「特別警報」に対する非常措置について**1. 登校前に発令された場合**

- (1)「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、「自宅待機」させてください。
- (2)「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除となった場合…5校時(13時45分)から始業(給食は中止)  
(13時15分に集合し集団登校します。)
  - ・午前0時現在、「特別警報」発令中の場合…臨時休業(午前11時以降、警報解除ひなっても休校です。)

**2. 在校中に発令された場合**

その時点から臨時休業に入ります。「暴風警報」と同様、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。緊急時引渡カードに基づいて下校(原則:集団下校)します。「学校で待機する」とお知らせいただいている児童は、学校で待機をしておりますので、できるだけ早く児童のお迎えをお願いします。

「暴風警報」に対する非常措置について

<台風等により「京都市南部地方」または「京都・亀岡地方」に「暴風警報」が発令された場合の措置>

**1. 登校前に発令された場合**

- (1)「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、「自宅待機」させてください。
- (2)「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除となった場合…平常授業
  - ・午前9時までに解除となった場合…3校時(10時40分)から始業 (10時10分に集合し集団登校します。)
  - ・午前11時までに解除となった場合…5校時(13時45分)から始業(給食は中止) (13時15分に集合し集団登校します。)
  - ・午前11時現在、「暴風警報」発令中の場合…臨時休業(午前11時以降、警報解除ひなっても休校です。)

**2. 在校中に発令された場合**

その時点から臨時休業に入ります。「暴風警報」と同様、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。緊急時引渡カードに基づいて下校(原則:集団下校)します。「学校で待機する」とお知らせいただいている児童は、学校で待機をしておりますので、できるだけ早く児童のお迎えをお願いします。

地震等の災害に対する非常措置について**1. 登校前に発生した場合**

- (1)震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
  - ・下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
  - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ・「すぐる」配信等により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

**2. 在校中に発生した場合**

その時点から臨時休業に入り、下校の安全確認ができるまで学校で待機しますので、児童のお迎えをお願いします。

## 大雨警報・洪水警報等が発令された場合について

原則、平常授業を行います。が、気象状況により、「大雨警報」、「洪水警報」等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「暴風警報」が発令された場合に準じた措置を取ります。学校ホームページや「すぐーる」等でも最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

※特に、全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。

## 避難勧告・避難指示が発令された場合について

本校の校区である西京極学区は、「桂川下流・天神川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。西京極学区に「避難勧告」もしくは「避難指示(緊急)」が発令された場合には、「暴風警報」が発令された場合に準じた措置を取ります。

(注:西京極西小学校は西京極学区です。)

【参考】避難勧告等の名称について(学区ごとに発令されます)

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生じる場合、休校措置を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】	緊急安全確保(※)【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避(立退き避難又は屋内安全確保)する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にすることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

※在校中に特別警報・暴風警報・避難指示・緊急安全確保が発令された場合は、直ちに臨時休校とした上で、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、提出していただいています「緊急時引渡しカード」に基づいて対応します。必ず連絡が取れるようにしておいてください。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

※本校のホームページ・「すぐーる」をご確認下さい。

※テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。